

建設現場における事業者を対象とした労働災害損失に関する研究

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 正会員 高木元也

1. はじめに

GDPの約1割を占めわが国の基幹産業である建設業は労働災害が多く、厚生労働省第10次労働災害防止計画では重点対策業種に指定されている。また、同計画の基本方針では中小企業の安全衛生確保が掲げられ、業者数の殆どを中小業者が占める建設業においては「中小建設業者」の労働災害防止対策は喫緊の課題である。重点対策には中小建設業者の自主的な安全活動促進のための施策が講じられているが、建設投資が減少し厳しい経営状況下にある中小建設業者の多くは目先の利益を優先させ自主的な安全活動は困難な状況にある。自主的な安全活動促進には企業経営者の安全意識向上が不可欠であり、企業経営者に対し労働災害損失が企業経営に及ぼす影響の大きさを示すことが有効であると考えらる。

そこで、本研究は事業者レベルでみた建設現場の直接的な労働災害損失の計測手法の構築を試みる。本研究成果の活用により、中小建設業者の安全意識の向上を図り、自主的な安全活動を促進させ、より効果的な労働災害防止対策の実施が期待できる。

2. 建設現場における労働災害損失項目等の設定

既往文献調査に基づき労働災害損失項目や損失額の算定方法を整理しつつ、総合建設会社にヒアリング調査を行い建設現場の労働災害損失の実態を把握し、これらに基づき労働災害損失項目及び損失額の算定方法の設定を行った。このうち、労働災害損失項目は、表1のとおり、A.事業者の直接支出分、B.工事関係者（被災者以外）の不動産賃金、C.被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失、D.営業活動・企業イメージ等に関する損失の4つに区分し、それぞれについて損失項目を設定した。

表1 事業者レベルでみた建設現場における労働災害損失項目

A. 事業者の直接支出

a. 支払保険料の増額分

b. 会社上積補償（会社規定に基づく補償費等）

療養補償費、休業補償費、付加休業補償費、障害補償費、遺族補償費、葬祭料、弔慰金、移送費、入院中雑費、傷病見舞金、退職金割増額、諸貸金の弁済減免額、給付制限による会社負担、対物補償費、保険金一式、その他

c. 訴訟関係費用（会社規定によらないもの）

民事損害賠償額（逸失利益、慰謝料等）、示談金、付随費用、その他

d. 建物等の物的損失

建物、付属設備、施工途中の建造物、仮設構造物等、機械、器具、工具、付属品、資材類、その他

e. 現場の生産性に関する損失

遅延回避のための損失、遅延による損失（人件費、現場管理費、遅延違約金等）、その他

f. その他の損失

通信交通費、官庁関係費、地域対策費、その他

B. 工事関係者（被災者以外）の不動産賃金

救援、連絡、介添のための不動産賃金、作業手待ちによる不動産賃金、原因調査、記録のための不動産賃金、現場の整理、復旧のための不動産賃金、見舞い、付き添いのための不動産賃金、葬儀、会葬のための不動産賃金、安全教育等のための不動産賃金、役所立会のための不動産賃金、その他

C. 被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失

当日の損失額、休業中の損失額、労働時間中の損失額、死亡または障害が残った場合の損失額

D. 営業活動、企業イメージ等に関する損失

指名停止による損失、企業イメージ低下・信用力低下による損失

3．労働災害損失事例調査

設定した損失項目と、その算定方法を検証するため、調査票を作成して労働災害損失の事例調査を実施した。調査対象として平成15年、16年に総合建設会社S社（完工高1000億円規模の会社）で発生した労働災害から6件を抽出し、S社の施工、労務担当者へ直接ヒアリングを行った。下請会社については、事故報告書の施工体制台帳より当該災害に関連する会社を抽出し、S社を通じて調査票を配布し回答を得た。調査結果を表2に示す。

表2 労働災害損失調査の調査事例

事例No	工事種類	労働災害の概要	災害程度	損失額
1	橋梁河川工事	シートパイル引抜中、クリアバイラーが落下	死亡	1億4,323万円
2	下水道施設工事	ヒューム管を移動中、ヒューム管と覆工板の間に両足を挟まれる	休業59日 休業40日	1億3,742万円
3	地下鉄建設工事	鋼管柱の建て込み作業中、型枠支保工と鋼管柱の間に身体を挟まれる	休業73日	3,805万円
4	病院施設増改修工事	脚立上で、カーテンボックスの撤去作業中、誤って脚立から墜落	休業44日	3,502万円
5	駅本屋他建築工事	ダクト上での作業中に墜落	休業311日	4,580万円
6	老人福祉施設新築工事	分電盤に接続作業中に感電	休業60日	3,484万円

補足説明：

事例1：直接的損失は被災者所属会社（下請会社）の上積み補償2,400万円、示談金4,200万円（元請会社と所属会社が共同負担）。一方、間接的損失は、被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失3,654万円、企業イメージや信用力低下による元請会社の損失3,168万円等。

事例2：被災者2人（休業日数59日と40日）の労働災害。直接的損失は合計40万円であるが、間接的損失として企業イメージや信用力低下による元請会社の損失3,168万円等の他、所属会社における本労働災害を理由とした工事失注金額1億円を加算。

事例3：指名停止28日間となった災害。直接的損失は126万円、間接的損失は3,679万円。元請会社は指名停止処分を受けたが、近年、同発注者からの受注がなかったため、指名停止による損失は考慮せず。

事例4：直接的損失は元請会社の労災保険料の増加額92万円、間接的損失は合計3,410万円。

事例5：休業日数が311日と長期にわたった影響で、元請会社の労災保険料の増加額が333万円となり、下請1次会社の安全対策費285万円などと合わせ直接的損失は704万円、間接的損失は3,876万円。

事例6：直接的損失は元請会社の労災保険料の増加額174万円、間接的損失は3,310万円。

本調査から、労働災害に伴う直接的損失は少額であっても、企業は目に見えない多額の間接的損失を被っていることが明らかとなった。また、被災者が死亡した事例1を除き、被災者本人は災害発生後、職場に復帰しているが、復帰当初は、約30日間、20%程度、作業の能率が低下したと所属会社は答えており、こうした項目については関係者が数量的に把握することがある程度可能であることなどが明らかとなった。

4．まとめ

事業者レベルでみた建設現場の労働災害に伴う経済的損失の計測手法について、直接的な経済的損失の損失項目を設定し、労働災害事例調査を行って損失項目の検証を行った。ただ、本研究は1企業の事例であったので、今後は、建設会社を対象としたアンケート調査等により損失項目の検証を行っていきたい。さらに、本研究は事業者における直接的損失の計測手法の構築を主対象としたが、今後は、労働災害に伴う企業イメージ低下、企業の信用力低下等の間接的な経済的損失の計測手法を構築していきたい。

なお、本研究は厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）を受け実施したものである。